

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案について（概要）

1. 改正の趣旨

- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「改正法」という。）の施行（令和6年4月1日施行分）に伴い、関係政令について所要の規定の整備等を行うものである。

2. 改正の概要

- (1) 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の一部改正
 - ① 改正法により、出産育児一時金等の支給に要する費用の一部に充てるため、保険者に対し出産育児交付金を交付することとされたことに伴い、出産育児交付金の額の算定方法やその特例等について所要の規定の整備を行う。
 - ② 健康保険組合連合会の行う高額医療給付の財政影響を緩和するための交付金事業に対する財政支援の導入に係る規定を設ける。
 - ③ その他所要の改正を行う。
- (2) 船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）の一部改正
 - ・(1) ①に準じた改正及びその他所要の改正を行う。
- (3) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正
 - ・(1) ①に準じた改正及びその他所要の改正を行う。
- (4) 国民健康保険の国庫負担等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）の一部改正
 - ・(1) ①に準じた改正及びその他所要の改正を行う。
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）の一部改正
 - ① 後期高齢者医療の保険料の賦課限度額を引き上げるとともに、改正法の施行に伴う保険料負担の増加が被保険者均等割額のみが賦課されている被保険者に及ばないよう激変緩和措置を講じる等、令和6・7年度の後期高齢者医療の保険料の算定について、所要の規定の整備を行う。
 - ② その他所要の改正を行う。
- (6) 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）
 - ① 改正法により、前期財政調整制度において、各被用者保険等保険者の報酬水準に応じた調整（報酬調整）が導入されたことに伴い、これまで後期高齢者支援金においてのみ総報酬割のために用いられていた標準報酬総額について、前期財政調整制度にも適用するための所要の規定の整備を行う。
 - ② 改正法により、保険者に対して交付される出産育児交付金に充てるため、後期高齢者医療広域連合は出産育児支援金を、保険者は出産育児関係事務費拠出金を納付することとされたことに伴い、これらの算定方法やその特例等について所要の規定の整備を行う。
 - ③ その他所要の改正を行う。

- (7) 私立学校教職員共済法施行令（昭和 28 年政令第 425 号）の一部改正
 - ・(1) ①に準じた改正及びその他所要の改正を行う。
- (8) 国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）の一部改正
 - ・(1) ①に準じた改正及びその他所要の改正を行う。
- (9) 地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）の一部改正
 - ・(1) ①に準じた改正及びその他所要の改正を行う。
- (10) その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 28 条第 1 項、第 30 条
- 改正法による改正後の健康保険法第 152 条の 2、第 152 条の 6、第 152 条の 6において準用する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）第 41 条、第 160 条の 2、附則第 2 条第 5 項、附則第 2 条の 2 及び附則第 4 条の 2
- 改正法による改正後の船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 112 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 112 条の 2 第 2 項第 3 号において準用する高確法第 41 条、第 124 条並びに附則第 9 条第 1 項
- 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 35 条、第 76 条第 1 項及び第 81 条
- 改正法による改正後の国民健康保険法第 69 条、第 73 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 73 条の 2 第 2 項において準用する高確法第 41 条
- 高確法第 104 条第 2 項
- 改正法による改正後の高確法第 34 条第 4 項第 1 号、第 93 条第 3 項、第 116 条第 2 項第 3 号及び第 4 号、第 124 条の 2 第 1 項並びに第 124 条の 8
- 改正法による改正後の私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 34 条の 2 第 1 項及び第 2 項
- 改正法による改正後の国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 99 条の 2 第 1 項及び第 2 項
- 改正法による改正後の地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 113 条の 2 第 1 項及び第 2 項
- 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項
- 改正法附則第 18 条

4. 施行期日等

- 公布日：令和 5 年 11 月中旬（予定）
- 施行期日：令和 6 年 4 月 1 日